

議案第113号

川崎市とどろきアリーナ条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市とどろきアリーナ条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成28年9月5日提出

川崎市長 福田紀彦

川崎市とどろきアリーナ条例の一部を改正する条例

川崎市とどろきアリーナ条例（平成7年川崎市条例第16号）の一部を次のように改正する。

別表の1施設専用利用料の表中備考以外の部分を次のように改める。

1 施設専用利用料

種 別			金 額				
			午 前	午後1	午後2	夜 間	全 日
			9時～12時	0時10分～ 3時10分	3時20分～ 6時20分	6時30分～ 9時30分	9時～ 9時30分
アマチ ュアス ポーツ に利用 する場 合	入場料 を徴収 しない 場合	19,800円	19,800円	19,800円	19,800円	69,300円	
	入場料 を徴収 する場 合	79,200円	79,200円	79,200円	79,200円	277,200円	
メイ	興行に 利用す る場合	396,000円	396,000円	396,000円	396,000円	1,386,000円	

シアリーナ	その他 の催物 に利用 する場 合	見本市、 商品展 示会そ の他こ れらに 類する ことに 利用す る場合	198,000円	198,000円	198,000円	198,000円	693,000円
		集会、 式典そ の他に 利用す る場合	99,000円	99,000円	99,000円	99,000円	346,500円
サブ アリー ナ	入場料 を徴収 しない 場合	全面	13,200円	13,200円	13,200円	13,200円	46,200円
		片面	6,600円	6,600円	6,600円	6,600円	23,100円
	入場料 を徴収 する場 合		39,600円	39,600円	39,600円	39,600円	138,600円
体育室 1			3,300円	3,300円	3,300円	3,300円	11,550円
体育室 2			3,300円	3,300円	3,300円	3,300円	11,550円
研修室 1			3,960円	3,960円	3,960円	3,960円	13,860円
研修室 2			3,960円	3,960円	3,960円	3,960円	13,860円
楽屋 1			1,320円	1,320円	1,320円	1,320円	4,620円
楽屋 2			990円	990円	990円	990円	3,460円
楽屋 3			990円	990円	990円	990円	3,460円
選手控室 1			1,320円	1,320円	1,320円	1,320円	4,620円
選手控室 2			1,320円	1,320円	1,320円	1,320円	4,620円
選手控室 3			990円	990円	990円	990円	3,460円
選手控室 4			990円	990円	990円	990円	3,460円
役員室 1			660円	660円	660円	660円	2,310円
役員室 2			660円	660円	660円	660円	2,310円

別表の 1 施設専用利用料の表備考第 1 項中「2 割増相当額」の次に「（10 円未満の端数は、切り捨てる。）」を加える。

別表の2 設備専用利用料(1)メインアリーナの設備専用利用料の表中備考以外の部分を次のように改める。

(1) メインアリーナの設備専用利用料

種 別	単 位	金 額
舞台設備（移動ステージに限る。）	1 式 1 日	55,000円
舞台設備（移動ステージを除く。）	1 台、1 本その他 1 単位 1 日	2,200円
放送設備	1 式、1 卓、1 本その他 1 単位 1 回	5,500円
照明設備	1 式、1 卓、1 台、1 キロワットその他 1 単位 1 回	5,500円
スポーツ設備	1 組、1 枚、1 面その他 1 単位 1 日 又は 1 回	44,000円
大型映像装置	1 式 1 回	33,000円
その他設備	1 枚、1 脚、1 平方メートルその他 1 単位 1 日又は 1 回	5,500円

別表の2 設備専用利用料(2)その他の設備専用利用料の表中備考以外の部分を次のように改める。

(2) その他の設備専用利用料

種 別	単 位	金 額
放送設備	1 式、1 本その他 1 単位 1 回	1,650円
スポーツ設備	1 組、1 枚その他 1 単位 1 回	1,100円
その他設備	1 枚、1 脚、1 式、1 台その他 1 単位 1 日又は 1 回	2,200円

別表の3 冷暖房設備及び照明設備専用利用料の表を次のように改める。

種 別	単 位	金 額
-----	-----	-----

冷暖房設備	メインアリーナ		1時間	28,600円
	サブアリーナ		1時間	9,900円
照明設備	メインアリーナ	全灯	1時間	4,400円
		2分の1灯	1時間	2,200円
		4分の1灯	1時間	1,100円

別表の4個人利用料の表を次のように改める。

種 別		金 額			
		午 前	午後 1	午後 2	夜 間
		9時～12時	0時10分～ 3時10分	3時20分～ 6時20分	6時30分～ 9時30分
サブア リーナ 体育室 研修室	6歳以上18歳未満 の者（小学校（義 務教育学校の前期 課程及び特別支援 学校の小学部を含 む。以下同じ。） 入学前の者を除き、 18歳以上の高校生 （高等学校（中等 教育学校の後期課 程及び特別支援学 校の高等部を含む） に在学する者をい う。以下同じ。） を含む。）	160円	160円	160円	160円
	18歳以上の者（高 校生を除く。）	330円	330円	330円	330円
種 別		基本料金		超過料金	

トレーニング室	12歳以上18歳未満の者（小学生（小学校に在学する者をいう。以下同じ。）を除き、18歳以上の高校生を含む。）	1人1回3時間まで 160円	超過時間30分までごとに 26円
	18歳以上の者（高校生を除く。）	1人1回3時間まで 330円	超過時間30分までごとに 55円
種別		金額	
体力測定室	12歳以上18歳未満の者（小学生を除き、18歳以上の高校生を含む。）	1回につき 220円	
	18歳以上の者（高校生を除く。）	1回につき 440円	
スポーツサウナ	15歳以上の者	1回につき 660円	

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に利用許可を受けている者の当該利用許可に係る利用料金については、なお従前の例による。

参考資料

制 定 要 旨

とどろきアリーナの利用料金の上限額を改定するため、この条例を制定するものである。